

議案第 64 号

勝山市職員定数条例の一部改正について

勝山市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

消防庁の事務部局の定数を増員し、業務執行体制の確保を図りたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市職員定数条例の一部を改正する条例

勝山市職員定数条例(昭和 43 年勝山市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 消防長の事務部局の職員 <u>38</u> (9) (略)	(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 消防長の事務部局の職員 <u>42</u> (9) (略)

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。